大崎市立古川第一小学校ホームページ運用規則

１　ホームページの開設の目的 及び 運用・管理について

・　本校の概要及び子どもたちの日常的な学習や活動の様子などを紹介することにより，教育活動について理解を得る。

・　運用・管理については，学校長の指導監督のもと，運用責任者（情報教育主任，ホームページ作成担当）が行う。

２　ホームページへの掲載情報について

(1) 掲載情報の著作権

ホームページ上の情報公開は，宮城県の「個人情報保護条例」及び「県立学校における情報通信ネットワーク活用に関わる個人情報保護規定」を遵守する。

(2) 個人情報の保護

学校のホームページにおいては児童の個人情報掲載をできるだけ行わない。ただし，学校行事や児童の作品などの紹介，その他教育活動を進める上で必要，また，効果的と思われる場合，「掲載することの目的及び教育的効果」と「掲載による危険性」を十分に考慮し，以下の範囲内において掲載する。この場合，児童本人及び保護者の同意を得るようにする。

ア　氏名等

児童の作品の掲載等においては，原則として個人を特定しうる情報を掲載しない。ただし，記事掲載の目的から個人情報の掲載が必要である場合に限り，その範囲を「学年」,「性別」,「氏名」に限定して掲載する。

イ　写真

児童の写真を掲載する場合は，集合写真にするなど，個人が特定できないように配慮する。やむを得ず個人が特定できる写真を掲載する場合には，その写真を，児童本人及び保護者に示し，その了解を得た上で掲載する。

ウ　その他の個人情報

「住所」,「電話番号」,「生年月日」など，個人生活に関する情報については掲載しない。

(3) 掲載情報の内容

全ての掲載情報は，学校長の承認を得たものとする。また，次のような内容が掲載されることのないように十分注意する。

ア　法令及び公序良俗に反する内容

イ　営利を目的とする内容

ウ　第三者の著作権，その他の権利を侵害する内容

エ　第三者を誹謗・中傷したり，差別につながる内容

オ　その他学校から不特定多数に対して発信する情報として不適切な内容

(4) 掲載情報に対する指摘への対応

児童に関する掲載情報について，本人又は保護者から内容の訂正や削除の要請を受けた場合は，速やかに要請に対応した措置を講ずる。第三者の著作に係る情報について，当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他，閲覧者等から，掲載情報の内容について指摘を受けた場合は，協議した後，適切な措置を講ずるようにする。

３　本運営規則の修正

本運営規則に定めた事項は，必要に応じて随時修正を行っていく。

４　附則

本運用規則は，平成20年４月１日から施行する。